

徳島県告示第二百六十九号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、平成三十一年徳島県告示第三十八号（公共測量を変更する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を平成三十一年二月二十七日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門